

資料 3

バイオロジクスフォーラム定款改正案

第 1 章 総 則

第 1 条 本フォーラムは、バイオロジクスフォーラム (The Biologics Forum) と称する。

第 2 条 本フォーラムは、事務局を東京都世田谷区上用賀 1 丁目 1 8 番 1 号
国立医薬品食品衛生研究所におく。

第 2 章 目的および事業

第 3 条 本フォーラムは、バイオロジクスの研究開発、製造に係る諸問題、そしてこれらの製品の品質・有効性・安全性評価法等に関する研究発表ならびに情報の交換を行い、バイオロジクスの医療への適正な応用をはかることを目的とする。

第 4 条 本フォーラムは、前条の目的を達成するために、つぎのような事業を行う。

- 1 少なくとも年一回の総会、学術集会を開く。
- 2 必要な情報を収集し、必要に応じてメール、刊行物などにより情報を提供する。
- 3 会員の要望に応じてセミナー、勉強会を開く。
- 4 内外の関連学術団体及び国際団体との連絡並びに協力をはかる。
- 5 医薬品関連行政との連携並びに協力をはかる。
- 6 その他本フォーラムの目的を達成するために必要な事業を行う。

第 3 章 会 員

第 5 条 この学会の会員は、次のとおりとする。

- 1 正会員：本フォーラムの目的に賛同し、所定の年会費（3,000 円）を納める個人とする。ただし学術集会参加者 および IABs (International Association for Biologicals) の会員 については当該年度の会費を免除する ことができるものとする。
- 2 団体会員：本フォーラムの目的に賛同し、所定の年会費（30,000 円）を収める団体とする。団体会員に所属する個人は、6 名までに限り当該年度の学術集会に参加できる。
- 3 学生会員：大学またはこれに準ずる学校に在籍し、バイオロジクスに関係のある学科を修める学生であり、本フォーラムの目的に賛同し、所定の年会費（1,500 円）を納める個人とする。ただし学術集会参加者については当該年度の会費を免除するものとする。
- 4 賛助会員：本フォーラムの目的に賛同し、その活動を支援するために賛助会費年額 50,000 円を 1 口以上納める個人または団体とする。

第 6 条 会員になろうとする者は、会費を添えて入会申込書を事務局に提出~~するし、世話人会の承認を受けなければならない。~~

第 7 条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- 1 退会
- 2 死亡、失踪宣告
- 3 除名

第 8 条 会員で退会しようとする者は、理由を付して退会届を提出しなければならない。

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するときは、世話会の議決を経て、代表世話人がこれを除名することができる。

- 1 会費を滞納したとき
- 2 本フォーラムの会員としての義務に違反したとき
- 3 本フォーラムの名誉を傷つけ、あるいは本フォーラムの目的に反する行為をしたとき

第 10 条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第 4 章 役 員

第 11 条 本フォーラムには、次の役員をおく。

代表世話人：1 名、世話人：十数名、監査役：2 名

第 12 条 1 代表世話人は世話会が選出する。

- 2 代表世話人の任期は 3 年とし、再任を妨げない。但し、2 期を限度とする。
- 3 代表世話人は本フォーラムを代表し、業務を総括する。

第 13 条 1 世話人はいずれかの世話人、あるいは 5 名以上の正会員が推薦し、世話会で承認する。

- 2 世話人の任期は 3 年とし、再任を妨げない。。

第 14 条 1 代表世話人は世話会を招集し、議長となる

- 2 世話会は半数以上の世話人の出席（委任状も含む）をもって成立し、議長を含めた出席者の過半数の賛成を得て決定する。可否同数の時は議長が決定する。
- 3 世話会は事務局長等、会の運営に必要な役職分担を決める。
- 4 世話会は本会のすべての事業計画を立案し執行する。

第 15 条 監査役はいずれかの世話人が推薦し、世話会で承認する。

任期は 3 年とする。監査役は会計監査および運営についての監査を行う。

また世話会に出席し意見を述べることができる。但し議決権をもたない。

第 16 条 役員には交通費、連絡費、日当を支給することができる。

第 17 条 世話会の議事の要項および議決した事項は、会員に通知する。

第 5 章 学術集会

第 18 条 学術集会は世話人会が企画立案し開催するものとする。

第 6 章 会 計

第 19 条 本フォーラムの経費は、会費、賛助会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

第 20 条 学術集会、セミナー、講習会開催に要する費用は、別に徴収することができる。

第 21 条 本フォーラムの会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日をもって終わる。

第 22 条 会計報告は年 1 回とし、世話人会の承認を得た後、会員に報告する。

第 7 章 会則変更

第 23 条 本フォーラム会則の変更は、世話人の 2/3 以上の賛成を得なければならない。

第 8 章 補 則

第 24 条 事業年度の初年度は本会設立の日をもってはじまる。

付 則

- 1 本会則は平成 16 年 ~~11-2~~月 ~~22-1-3~~日の第 ~~2-1~~回世話人会をもって正式に施行する。
- 2 設立にあたっては、世話人は設立発起人の間で推薦し、第 1 回の世話人会で承認する。